

目 次
第1号（5月21日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
町長提出第78号議案	5
町長提出第79号議案	5
町長提出第80号議案	5
町長提出第81号議案	18
町長提出報告第2号議案	21
町長提出報告第3号議案	23
町長提出報告第4号議案	24
町長提出報告第5号議案	25
閉 会	26
署 名	27

津和野町告示第42号

平成27年第4回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成27年5月11日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成27年5月21日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君
米澤 宥文君
草田 吉丸君
寺戸 昌子君

川田 剛君
岡田 克也君
丁 泰仁君
御手洗 剛君

三浦 英治君
板垣 敬司君

京村まゆみ君
沖田 守君

○応招しなかった議員

平成 27 年 第 4 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)
平成 27 年 5 月 21 日 (木曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 27 年 5 月 21 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提出第 78 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第 4 町長提出第 79 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 80 号議案 専決処分の承認を求めることについて
平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算 (第 6 号)
- 日程第 6 町長提出第 81 号議案 平成 26 年度後田地区外下水道管布設工事請負変
更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出報告第 2 号 平成 26 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第 8 町長提出報告第 3 号 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越
明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 町長提出報告第 4 号 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計繰越明
許費繰越計算書の報告について
- 日程第 10 町長提出報告第 5 号 平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計繰越
明許費繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出第78号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第4 町長提出第79号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第80号議案 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算(第6号)
- 日程第6 町長提出第81号議案 平成26年度後田地区外下水道管布設工事請負変
更契約の締結について
- 日程第7 町長提出報告第2号 平成26年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第8 町長提出報告第3号 平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越
明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 町長提出報告第4号 平成26年度津和野町下水道事業特別会計繰越明
許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 町長提出報告第5号 平成26年度津和野町電気通信事業特別会計繰越
明許費繰越計算書の報告について

出席議員(12名)

1番 後山 幸次君	2番 川田 剛君
3番 米澤 宥文君	4番 岡田 克也君
5番 草田 吉丸君	6番 丁 泰仁君
7番 寺戸 昌子君	8番 御手洗 剛君
9番 三浦 英治君	10番 京村まゆみ君
11番 板垣 敬司君	12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君

参事 …………… 齋藤 等君 総務財政課長 …………… 福田 浩文君
税務住民課長 …………… 楠 勇雄君 つわの暮らし推進課長 …………… 内藤
雅義君農林課長 …………… 久保 睦夫君 環境生活課長 …………… 和田
京三君医療対策課長 …………… 下森 定君 建設課長 …………… 田村
津与志君教育次長 …………… 羽多野寿子君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） 改めておはようございます。3月の定例会以降、心配しておりましたタクシー業務が途絶えることなく、4月の一日に、ああしてタクシーの出発式等もありました。

そして、今年は統一地方選の年でございまして、4月の12日には県知事選挙、県議会選挙それぞれ行われて、溝口善兵衛現知事が3選を果たされ、また、県議選においては、鹿足から中村芳信現議員が5選を果たされました。鹿足のために、あるいは島根のために、大いにご期待を申し上げる、こういうところであります。

そして、以降さまざまな諸会合等も重ねられて、町長をはじめお忙しくご参加された方もあろうかと思いますが、たまたまきのうは、島根県の戸籍事務の関係の協議会の総会が、開催地が津和野町ということで、隠岐4カ町村をはじめ、安来、松江等々から、各地から津和野の地においでをいただいて、そして、きのう、きょうと二日間にわたって総会、研修会が開催されると、こういう運びであります。

そして本日、平成27年の第4回の津和野町議会臨時会が招集をされました。議員各位にはおそろいで御参加をいただき、まことにありがたく思っております。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第4回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、5番、草田吉丸君、6番、丁泰仁君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとして決定いたしました。

日程第3. 議案第78号

日程第4. 議案第79号

日程第5. 議案第80号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第78号、専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正についてより、日程第5、議案第80号、専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）まで。以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。本日は臨時議会の招集をお願いをいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案いたします案件は、専決処分案件3件、契約変更案件1件、報告案件4件の合計8案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第78号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例等の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により議会の承認を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第79号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により議会の承認を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第80号専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） それでは議案第78号について説明させていただきます。

説明の前に、きょうの臨時議会の日程のこの、第3項の専決処分の承認を求めるとについての津和野町税条例等という、等が抜けておりました。まことに済みません。訂正のほう、お願いいたします。

それでは、議案第78号の専決の処分の承認について、津和野町税条例の一部改正について説明させていただきます。

この条例改正は、地方税法の一部改正する法律に伴う改正です。平成27年3月31日に可決成立し、3月31日に公布されました。多いので、ちょっと資料を、新旧対照表の後ろに資料がございますので、資料で説明させていただきます。資料のほうをご覧ください。

今年度の税条例の改正は、大きく分けて4点にあります。

1点目としては、軽自動車税の見直し。これは附則の16条関係でございます。これは4月1日施行するものでございます。

自動車税の改正で、平成27年度4月1日から平成28年3月31日までに購入した、一定の環境基準を有する軽四輪等について、その燃費の性能に応じたグリーン化特例というのが導入されます。

電気自動車については、おおむね75%の軽減。平成32年燃費基準プラス20%達成者については、おおむね50%。平成32年燃費基準達成者については、おおむね25%の軽減でございます。これは、平成28年度のみ軽減措置でございます。

軽自動車の軽減もう一点ございます。これは、平成26年度改正附則の第1条関係、4条関係でございましたが、これは公布の日から施行するものでございます。

これは、昨年度決定しました税制改正で、本来なら今年の4月1日から税制改正で税率が上がるところでしたが、それが平成28年度4月1日から1年延期されたということでございます。

2点目としては、個人住民税における住宅ローンの軽減措置の対象期間の延期でございます。これは、附則の第7条の3の2の関係でございます。

これは平成27年4月1日から施行するもので、個人住民税における住宅ローンの軽減の充当等の措置について、対象期間を平成31年6月30日まで、1年半延期するものでございます。

3点目としまして、ふるさと納税関係でございます。附則の9条の2の関係でございます。

これは、平成27年4月1日から施行するものでございます。特別控除額の上限を個人住民税の所得割の額の1割から2割に拡充するものでございます。

4点目としましては、旧3級品のたばこにかかる税率の見直しでございます。これは、附則の第16条の2の関係でございます。

これは平成28年4月1日から施行するもので、旧3級品の製造たばこにかかる特別税を段階的に廃止し、平成28年度4月1日から平成31年4月1日までに4段階で税率を引き上げを実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議案第79号を御説明いたします。

本案件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されまして、4月1日から施行されたことに伴いまして、津和野町国民健康保険税条例を一部改正したもので、平成26年度に引き続きまして、国民健康保険の被保険者の保険税負担の公平の確保、及び中・低所得者層の保険税負担の軽減を図るものでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表の2条のほうをごらんください。

国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額を51万円から52万円に。後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を16万円から17万円に。

めくっていただきまして、介護納付金の課税額にかかる課税限度額を14万円から16万円に引き上げるものでございます。

21条の第1項、第2号及び第3号をごらんください。

これにつきましては、国民健康保険税の軽減措置についてございまして、5割軽減の対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を24万5,000円から26万円に。また、2割軽減の対象者となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずるべき金額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。

続きまして、議案80号を御説明いたします。

本案件につきましては、平成26年度の3月補正予算（第5号）であります。予算計上しておりました一般被保険者の療養給付費の支出が、予想を大きく上回りまして歳出不能となったため、補正を行ったものでありまして、あわせまして、歳入においても、第5号補正処理後に決定となった国の療養給付費等負担金及び療養給付費交付金の増額についても、歳入歳出それぞれ3,121万1,000円を予算計上したものでございます。

歳出より説明させていただきます。10ページのほうをお開きください。

一般被保険者療養給付費253万円の増につきましては、確定によるものでございます。

14ページをめくっていただきまして、財政調整基金積立金2,900万円増につきましては、歳入の国支出金の療養給付費等負担金並びに療養給付費交付金の増によりまして、基金に積み立てたものでございます。

16ページをお開きください。予備費として31万9,000円を減額調整をしております。

続いて、歳入に移ります。8ページに戻っていただきまして、先ほどから申し上げておりますとおり、5号補正処理後に療養給付費等負担金3,019万6,000円の増、それから療養給付費交付金101万5,000円増の国庫支出金の増額確定がありましたので、確定にしたものでございます。

なお、専決につきましては、27年3月31日専決でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第78号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正についてこれより質疑に入ります。

ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 先ほどの説明で、この文章ではなく、きちんと理解できたわけなんですけど、先ほど課長が読まれた資料、簡単なもので結構ですので資料をいただければと思うんですけども、それはできますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。（発言する者あり）

○議員（2番 川田 剛君） 失礼しました。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君、質問の趣旨は何でありましたか。

○議員（2番 川田 剛君） 訂正いたします。大丈夫です。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ほかにないようでありますので討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。

したがって、議案第78号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正については承認することに決定いたしました。

次に、議案第79号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてこれより質疑に入ります。

ありませんか。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 大変申しわけないんですが、私、説明いただいた中でわからなかったのですが、基礎課税額というのが、51万円から52万円になるということと理解したのですが、基礎課税額の説明をしていただいてもよろしいでしょうか。済みません。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 先ほどの51万円から52万円になるというのは、基礎課税にかかる課税の限度額が変わるということでございまして、限度額を上げることによって、限度額以上、高額所得のある方については、限度額がありますのでそれ以上払うことはなかったんですけれども、それを上げることによって、少しでも、所得の多い人に少しでも払っていただくということで、高額層の課税をして中・低所得者の負担を軽くするというような政策でございまして。よろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第79号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、承認することに決定いたしました。

議案第80号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてこれより質疑に入ります。

ありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ちょっと、確認をさせてください。

3月30日に最終補正で大きな額を減額されております。そのときの説明が、国の保険給付費等々が確定したことによるものだというのであったわけなんですけれども、これ31日にまた補正をされとるということで、それ、一日でまた状況が変わったというか、何か、国からのあれが変わってまたきたということでの補正なんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 今の歳入の関係ですね。すいません。最終補正時に、確定見込みか、確定と言ったか、私ちょっと今覚えておりませんが、基本的に、最終の国のほう並びに支払基金のほうから、交付金の変更決定等は3月31日等に来ておまして、最終を出す前に確定ができてはおりません。あくまでも見込みだったと思うんですが、最終日に確定と申しあげましたら、大変申しわけなかったんですけども、3月の最終補正が30日でございまして、議会に出すための資料、提出しますので、それは24日ぐらいまでには作らないとできないわけですが、その時点で確定の通知

がまだ参ってなかったということで、その辺の金額の差異が生じたということでございまして、最終の5号補正の時にですね、私のほうから確定ということで申し上げておりましたら大変申しわけなかったと思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） その確定通知っていうのは、いつ来るもんなんですか。毎年こういうことが起こっているんですかいね、ということをちょっと。去年度もこういうふうになっとったんですか。26年度、5年度か、もあつたんですか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 大変申しわけありません。25年度というよりは24年度で最終補正を、6号補正をさせていただいております。その折も、どちらかというところ、歳入というよりは歳出のほうで医療費等の増が増えました。

結局、当初予定しております予算の歳出よりも、国保の関係は1月が3月に請求きます、2月の分が4月に入ってからきます。そういった形の請求でありますので、なかなか医療費等の確定ができない状況であります。ですから、予算上では歳出を多く確保してなくては不足が出ますので、払えないと。その担当のほうで、その辺の読みが悪いとか、なかなかできないと。

それで、療養費の場合は、高額手術とか大きなものが出ますと、4月にずれ込んで請求がきますので、そういったことで、このたび253万歳出のほう補正させていただきましたが、これを補うために、本来であれば歳入の増額分につきましては、26年度を締めた段階で、次年度に歳入のほうは、オーバーした分は繰り越しとした形で次年度の会計に入ってくるんですけども、このたびは歳出を処理させていただくと同時に、その後確定をした歳入分も、この補正の中で処理させていただいたというふうでございます。

○議長（沖田 守君） いいですか。（発言する者あり）

○参事（齋藤 等君） ですから、支払基金のほうは31日です。それから、給付の負担金のほうは、24日に届いております。

先ほど言いましたが、処理はですね、20日前後に予算のほうの計上を議会のほうにできるように処理をしますので、この確定通知が手元になかったということで、その辺の差異が生じたということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 大幅な支出が増えたっていうのは、確かに医療ですからわからないとは思いますが、いわゆる支出が増えた場合に思うのは、やはり基金繰り入れか、一般財源からとかっていうのはわかるんですけども、歳入が国庫支出、国庫負担金がついていると、3,000万円もついてるっていうのがちょっと僕には疑問なんですけども。

ひとつ、僕も勉強不足で申しわけないんですが、この流れですね、あらかじめ当初予算で年度でどれぐらいの収入があつてどれだけの支出があるかっていうのは、課で想定

されると思うんですけども、どういう流れで国に対して、津和野町はこれだけ必要ですと申請といいますか、その確定っていうのが3月に来るっていうことなんですけど、3月時点で、例えば26年度のお金は全て3月で終わるものなのか、それとも4月5月に入ってからも入ってくるものなのか、いわゆる確定見込みだとかではなく、確定するのはいつ確定するのか、ていうのをまず教えていただきたいんですけども。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 当初予算時には、ある程度これまでの過去の経緯とか金額の推移とか、それからある程度は支払基金ですとか、国のほうにこれぐらい入るだろうという、計算式の中で求めたもので算定をして予想します。で、実質的には、あくまでも国のほうからの、とか支払基金のほうから入りますので、最終的に確定通知が来ないと決定はできないわけですが、それが早い段階で来る年もありますが、多少遅れて来る場合もあります。

今回のようにちょっと、期間が、時期がずれて遅くなった場合には、今回のように歳入について、最終の段階で確定ができなかったということでもあります。

先ほども言いました支出のほうにつきましては、先ほども言いましたが、1月分についての医療費の関係は3月、それから2月分は、2月で締めるわけですけども、2月分の医療費につきましては4月に請求来ますので、4月分については、3月については、早ければ3月の最終補正で確認はできますけども、2月分の医療費については4月に来ますので、あくまでもそのひと月分は、見込みで予算計上しないとできないと。ですから、特に皆さんが普通の医療を受けておれば金額的には予想がつくんですが、それが手術が何件もあれば、なかなかその辺が大幅な増であると。

今年につきましては、2月分の診療で4月払いのものにつきまして、3月まで、1月分の診療までは、80万以上の超える診療者が6人で、600万程度、640万程度だったんですが、2月診療分については、80万以上使った方が12人おられまして、まあ倍なんですけど、1,600万ぐらいの医療費が使われたと。で、極端な医療費があると、その辺の予算をオーバーする可能性があるということで、本来であれば、そういったことも含みながら予算計上するべきところを、そこまで予想してなかったということで、不足が生じたということでもあります。

川田議員さんが言われましたように、本来であれば、歳出の不足分については、基金であるとか一般財源からの投入で処理をするところなんですけども、たまたま、国とか支払い基金から、締める段階で歳入があったものですから、今回それを今年度の締めということで、補正として対応させていただいたということでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） つまり、国保会計っていうのは実績で、例えばこの5月に、5月のことに対して7月に入金がある、7月のことに対して9月に入金がある。ということは、入金ですね、何があるかわからないというのはどの月も同じだと思う

んですけれども、今回3月最終補正で確定していますよね。確定している段階で、予備費を減額していますよね。歳入では基金繰入金1,395万円、歳入を削ってるんですよ。で、国保ですから、もしもに備えないといけない。先ほど課長が答弁されていますけれども、もしもに備えないといけないという部分では、基金だとか予備費ってのはあってもいいと思うんですけれども、このたび、歳出が増えたという中に、基金積立金も歳出に入っていますよね、今回の補正では。で、基金がないって言うの中で、1,395万円の歳入は減額されて、今回2,900万およそ3,000万円ですから、大体4,000万近くですか、4,300万近くの基金が積み立てられたということだと思うんです。

これまで国保会計、国保税率が上がったりだとかしてるなかで、このたびまた3,000万円が国から入ってきたわけですよね。申請をして3,000万円が入ってきたのか、それとも入ってきていたものがあつたのか。その大きな流れ、例えば年間1億2,000万円の見込みだった場合、どういうふうに津和野町にお金が入ってくるのか。その都度その都度、この月は4,000万円でした、この月は400万円でしたっていう形で別々に申請していくのか、それとも年度で、初めで1年間1億2,000万円要りますと、それが1億2,000万円一括で入ってくるのか、それとも1,000万円ずつ入ってきて途中で変更かけていくのか。そのお金の流れというのが、昨年度は国庫会計の専決処分でこの時期の補正がなかったにもかかわらず、おとしにはあつた、で今年もあつた、となると、いつ確定してどういうお金が、何月に申請して何月にお金が入ってくるのかというのが見えないので、そこを説明してもらわないとちょっとわかりづらいんですけれども。わかりますか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） この国庫支出金におきましては、このたびの分は療養給付費負担金ということで、これは年度の4月に申請をいたします。申請をして、この交付の申請の部分は、いわゆる2月に前年度の変更申請をやっております。その基礎数値をもとにして、次年度の交付決定の部分の申請額をします。申請を4月にして5月に国のほうから交付決定が来て、そしてその支払いというのは12期に分けて入ります。4月から3月、そこで交付決定が、ただいま議員さん言われたように1億2,000万あつたとしますと、4月5月に2カ月分が5月に交付されて、6月からは後は1カ月均等でいきますと、1億2,000万ですから1,000万。その状況の中で毎月入りまして、翌年度に今年度の療養給付費が、交付決定より当然増減があります。そこで変更申請というのを2月にして、2月の中旬から下旬にこの額が決定をします。その状況のなかで、国は2月までですと1億1,000万、例えば年間が1億2,000万とすると、1億1,000万は2月の段階でもう交付済みになつたります。

そして変更額がそこで当初の交付決定額より下回った場合は、国のほうももう予算を決定しなくてはいけませんので、2月分までの交付済み額が決定額となります。そして、例えば1億2,000万が1億5,000万の療養給付費の変更申請額であったといったときには、その3月分の1,000万に上乘せをされて入ります。そして実績報告が先ほど参事が言いましたように、3、2ベースでいきますので、2月分の診療が4月にわかりますので、その部分で、国へは7月に実績報告をして、そして前年度のそこで追加交付とか減額とかというのを、26年度の部分は、そこで実績で新たにします。

そして、そのお金は、国のほうからは12月に一応決定通知が来ます。そこで1年の流れが終わるわけであって、ただいまの部分で、確かに3月に最終補正、3月30日にして、今回あったという部分は、いずれにしても全国の自治体、いつも専決処分、そういうわけにはいきませんので、国のほうの歳入の療養給付費は、もう3月時点では当然どこの自治体も、今年はこれだけの部分で入りますということで決定をされておりますので。

ただし、先ほど言いましたように、給付においては、なかなか1件当たり数十万のオペが出るというのも我々とすれば予想はするんですけど、やはり数百万、数千万の部分が出た場合には、どうしても今のように給付を多く見とったらできるんですが、その部分で、このたびは、歳出のほうで給付が払えなかったという状況の中ではありますが、国の部分は議員さん言われたように、3月には当然もう交付済みが入っておりますので、その部分で決定をいたします。

そうして、基金が確かに繰り入れを3月の30日でやめて、このたびどうしても国のほうがもう歳入で受けておりますので、その部分はどこに持っていくかといいますと、当然これはもう基金のほうに積み立てるしかないもので、このたび2,900万円を積み立てたということで、この給付という部分は、予期せぬ医療費に備えての基金でありますので、そういう措置をとったという状況であります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） そうしますと、大きな動きがない限りは、基本的には、年度内の予算てのはわかるというふうに僕は思うんですけども、3,000万円の国庫支出が時期的にわからなかったというのはわかるんですけども、1年間でどれぐらいの動きがあるかっていうのはわかる中で、この基金積立で2,900万円入りますよね。先程の国保税の改正がありましたけれども、国保税が昨年改正されておりますよね。国保税というのは、基本的には、いろんな歳入の中から、最終的に受益者負担してもらう額が税率にかかってくると思うんですけども、以前、どれぐらいの国保税がかかるかというのが、年度にわたって28年度まで改正されますよという数値が出されました。その金額と確かに大きく変わりはないんですけども、この年度末でこれだけ数値が変わる、予想が立てられないという状況の中で、28年度まで

の収支の予測が立てられて、国保税がその税率改正ができるのかなというふうに、疑問に感じるわけなんですけども。

基金がないって言うてる中で、今回およそ4,000万円の基金が積み立てられるわけですね。これは、3月の末時点ではそれは想定されていなかったのかなという疑問が残るんですけども、そのあたりの数値っていうのは、きっちり把握はされてないということになるのか、しているということになるんですか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 国保税も改正させていただきまして、26年度、それから28年度も上げなくてはならないだろうと、県のほうに1本化になるということでありまして、そういう計画は立っております。ですが、28年度については、あくまでも上げなくてはならないだろうという思いの中で、当初計画しておりまして、28年度につきましては、今年ですね、またその辺の、どれだけ上げなくてはならないかというのは検討しながら、運協の方でも検討させていただかなくてはならないと思っております。

個々の関係の医療費の関係ですが、上半期の場合、かなり今年については、26年度につきましては、医療費等の使用も減っておりまして、今年はかなり、予算内でできるんじゃないかという思いでありましたが、下半期は、また急激に増えておりまして、こういった出入りというのは、なかなかその予想がつかない状況でございます。

ですので、なかなか計画は作っても、その都度見直しをかけていけないような状況でありますので、議員が言われるように、予想がつかないのかと言われますけれども、あくまでも長期的な見通しは立てるにしても、単年度単年度で見ていけないとやれない状況というのが現実でございます。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第80号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第80号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算第6号は承認することに決定いたしました。

日程第6. 議案第81号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第81号平成26年度後田地区外下水道管布設工事請負変更契約の締結を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは議題第81号でございますが、平成26年度後田地区外下水道管布設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第81号平成26年度後田地区外下水道管布設工事変更契約について、御説明申し上げます。

契約の目的については変更はございません。契約の方法は随意契約でございます。契約の金額1億4,744万1,600円、変更前の金額1億1,880万円、変更額2,864万1,600円の増額でございます。契約の相手方は、堀建設株式会社で変更はございません。後ろのほうに資料といたしまして、変更仮契約の写しと理由書並びに平面図をつけております。資料の平面図をお開きいただきたいと思います。

赤線部分の場所については、地下水の湧き水が多く、また非常に大きい転石等が多く出現しまして、流用土の埋め戻しが困難なために購入土による対応といたしました。また、黄色の部分ですけれども、本舗装の別途舗装工事については別途発注予定でございましたが、舗装状況が著しく悪くなったため、一部本復旧することにいたしました。

以上、変更額2,864万1,600円の増額の変更契約でございます。よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 一、二点、お伺いしたいと思いますが、この変更理由について課長さんも変わられたばかりで大変答弁に苦しまれるとは思いますが、どうしてもお聞きしたいのでお願をしておきます。

この工事で埋め戻しの土が、流用土が埋め戻しでは困難であると、湧水があったので相当汚泥になったんであろうと思いますが、全数量とも埋め戻しに使いなかつたのか、大概、舗装工事というこういう工事にしますと、路体路床で分けられることができるわけです。早く言えば路床であればそんなに湧水もない、埋め戻しに使われる土は相当数量あると思うわけです。路体にしますと、それは水がいろいろかまいますんで、うなったり転石があったりして使いなかつたかもしれませんが、路床部分の土については使用は可能であろうというふうに私たちは理解をしておるんですが、この全額これが使えんの流用土にしたというふうな解釈でいいんですか。一部でも使用された形跡はないのか。

それと、本舗装のことについてであります。普通こういう工事は仮舗装でおかれまして、その次に改めて本舗装というのが、別途舗装は契約してやられるわけですが、これは随意契約で本舗装も全部やっておられるわけですが、今後このような状況でこういった下水道工事やなんかをやっていかれるお考えなのか、その点ちょっと質問内容が雑駁でわからんかもしれませんが、お答えいただきたい。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 埋め戻し土につきましては、当初、200立米部分については埋め戻しの土を買うという計画で、あとの土につきましては掘った土をそのまま使うという形で計画しておりましたけども、管を掘る部分が水路のヘリということで、どうしても流入量の水が出てきているという部分もありますし、石が多く入ってきているということで、それを埋め戻したのではなかなか難しいということで購入土に変えたということになります。

それから本舗装につきましては、住民の方からも今回の仮舗装について相当苦情等もきております。その関係でどうしても予定の別途舗装によりますと若干おくれるということもありまして、今回、一部ではございますが、本舗装をして路面の状態をなるべく早くしたいということで一部本舗装をさせていただきました。

以上です。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 埋め戻しの土量は、当初は100立米ばかりみてあったようにございますが、当然水面から上の掘削面は、私はこの関係ないいい土があったように思うわけですが、転石が多いとかいろいろな条件があったかもしれませんが、全額流用土が使えなかった、このようなことは大変疑義を感じておるわけでございます。

それともう一点、舗装につきましても、今後こういった工事はずっと続くわけですから、そうした場合、やはり本舗装は別途舗装に工事を発注されるべきじゃないかと、そうしませんとこういうふうにとんどん随意契約でやっていかれますと、本舗装やなんかはできないようになります。下水管工事をとって、それを修復するため悪いから本舗装をかけていくというふうな段階になりますと、別途工事というのはしなくても済むような形態になろうと思うんです。こういうことが前例に残りますと、今後にも影響が出てくるというふうには私は思うんですが、行政のほうでは今後どのようにされていくのか。これは、今回は、特別その道路が本当に悪かったために仮舗装では間に合わんから本舗装をしたというふうな御見解であろうと思いますが、今後のためもありますんで、こういったことが今後も同じような考えでやられるかどうか、その点どのように思っておられるか伺います。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 基本的には、本舗装につきましては別途発注ということを考えております。今回の場合、何分にも仮舗装の仕方が悪かったという部分もありまして、一部ではございますが本舗装に随意契約でさせていただくという形で、今後はこういった形にならないように進めていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第81号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第81号平成26年度後田地区外下水道管布設工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第7. 報告第2号

○議長（沖田 守君） 日程第7、報告第2号平成26年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第2号平成26年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製をいたしましたので、報告をするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、報告第2号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙のほうをお開き下さい。

平成26年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

まず、総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業でございますが、制度設計の段階で不測の日数を要しまして185万8,000円を繰り越したもので、終期につきましては9月末としております。

次に、電気自動車急速充電器整備事業でございますが、導入機器の選定及び納入に不測の日数を要し1,683万7,000円を繰り越したもので、終期は8月末としております。

次に、まち・ひと・しごと創生事業でございますが、国の補正予算に伴って交付されました地域住民生活等緊急支援のための交付金事業に係る5,905万4,000円を繰り越したもので、終期は28年3月末としております。

民生費の社会保障・税番号制度システム整備事業でございますが、制度設計の段階で不測の日数を要しまして493万6,000円を繰り越したもので、終期は9月末としております。

次に、児童クラブ建設事業でございますが、青原小学校の工期延長に伴いまして1,386万円を繰り越したもので、終期は7月末としております。

商工費のまちなか再生総合事業でございます。1号物件の用途変更の結論を待って2号物件の設計作業にかかったことによりまして468万8,000円を繰り越したもので、終期は6月末としております。

次に、稲成丁クロマツ保全事業でございますが、河川災害復旧工事の次年度繰り越しに伴いまして185万7,000円を繰り越したもので、終期は6月末を予定としております。

次に、歴史的風致維持向上事業でございますが、旧SL館の解体撤去工事に係る所定の手続に不測の日数を要しまして2,039万6,000円を繰り越したもので、終期は5月末としております。

土木費の地籍調査事業でございますが、森野坂地区の一筆地調査業務におきまして、境界確定等に不測の日数を要しまして810万円を繰り越したもので、終期につきましては5月末としております。

次に、町道新設改良事業でございますが、日原停車場線の用地交渉に不測の日数を要しまして216万円を繰り越したもので、終期は28年3月末としております。

それから、教育費の木部小学校耐震補強改修工事でございますが、耐震補強計画の策定に不測の日数を要しまして1億5,665万3,000円を繰り越したもので、終期は10月末としております。

次に、青原小学校校舎改築事業でございますが、工期の延長に伴いまして3億4,967万2,000円を繰り越したもので、終期は7月末としております。

それから、災害復旧費の過年農地農業用施設災害復旧事業でございますが、請負業者によります資材及び人員確保が困難をきわめまして、年度内の竣工ができず2億6,752万2,000円の繰り越したもので、終期は28年3月末としております。

次に、過年林道災害復旧事業でございますが、先行する町道及び河川の災害復旧事業が完了するまで工事場所のほうへの通行が不可であったということによりまして6,443万2,000円を繰り越したもので、終期は28年3月末としております。

次に、過年公共土木施設災害復旧事業でございます。請負業者によります資材及び人員確保が困難をきわめまして、年度内の竣工ができず4億7,932万4,000円を繰り越したもので、終期は28年3月末としております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第8. 報告第3号

○議長（沖田 守君） 日程第8、報告第3号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第3号でございますが、平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、報告第3号について御説明いたします。1枚めくっていただきまして、別紙をごらんいただきたいと思います。

平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費計算書でございます。

事業費の中の県道津和野田万川線改良工事に伴う配水管移設工事でございますが、島根県が部栄地区で施工中の県道改良工事が地盤調査等に不測の日数を要したために繰り越すのに合わせて423万3,000円を繰り越すものでございます。終期につきましては8月末を予定をしております。

続きまして、下水道工事に伴う配水管移設工事でございますが、後田鷲原地区で施工中の水道工事が施工に不測の日数を要したことによりまして繰り越すのに合わせまして950万4,000円を繰り越すものでございます。終期につきましては6月末を予定をしております。

災害復旧費の過年簡易水道施設災害復旧事業でございますが、島根県が後田地区で施工中の津和野川河川災害復旧工事が遺跡調査に不測の日数を要したことによりまして繰り越しに合わせまして108万円を繰り越すものでございます。終期につきましては8月末を予定をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第 9. 報告第 4 号

- 議長（沖田 守君） 日程第 9、報告第 4 号平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を求めます。町長。
- 町長（下森 博之君） それでは、報告第 4 号平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。よろしく願いいたします。
- 議長（沖田 守君） 環境生活課長。
- 環境生活課長（和田 京三君） 報告第 4 号を御説明いたします。
1 枚めくっていただきまして、別紙をごらんいただきたいと思います。
下水道事業費の後田地区外下水道管布設工事でございますが、先ほども説明いたしました掘削工事におきまして、雨水等の漏水等の流失等、不測の事態に影響する進捗が低下したことによりまして 1 億 207 万 2,000 円を繰り越すものでございます。終期につきましては 6 月末を予定をしております。
以上です。
- 議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第 10. 報告第 5 号

- 議長（沖田 守君） 日程第 10、報告第 5 号平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を求めます。町長。
- 町長（下森 博之君） それでは、報告第 5 号平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。よろしく願いいたします。
- 議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。
- つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第 5 号について御説明をいたします。
裏面別紙をごらんいただいたらと思います。
平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。
当該事業は、鹿足郡事務組合が事業主体となって津和野町、吉賀町内で実施する事業で、平成 26 年度地域公共ネットワーク等強じん化補助金を活用いたしまして、光通信

設備監視システム、伝送路管理システムを整備するもので2,040万円を繰り越すものでございます。終期につきましては、平成28年3月末を予定しております。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

以上で、全て終了いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成27年第4回津和野町議会臨時会を閉会します。

午前10時08分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

